

平成28年

南三陸町議会議録

第5回定例会 6月14日 開会  
6月17日 閉会

南三陸町議会

平成 28 年 6 月 16 日 (木曜日)

第 5 回南三陸町議会定例会会議録

(第 3 日目)

平成28年第5回南三陸町議会定例会会議録第3号

---

平成28年6月16日（木曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会計管理者兼出納室長	芳賀 俊幸 君
総務課長	三浦 清隆 君
企画課長	阿部 俊光 君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦 現利 君
管財課長	仲村 孝二 君
町民税務課長	佐藤 和則 君
保健福祉課長	三浦 浩 君
環境対策課長	小山 雅彦 君
産業振興課長	高橋 一清 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間 三津也 君
建設課長	三浦 孝 君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里 憲一 君
危機管理課長	佐藤 修一 君
復興事業推進課長	糟谷 克吉 君
復興市街地整備課長	小原田 満男 君
上下水道事業所長	及川 明 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 修治 君
南三陸病院事務長	佐々木 三郎 君
総務課長補佐	大森 隆市 君
総務課主幹兼財政係長	佐々木 一之 君

#### 教育委員会部局

教育長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	菅原 義明 君
生涯学習課長	阿部 明広 君

#### 監査委員部局

代表監査委員	芳賀 長恒 君
事務局長	佐藤 孝志 君

#### 選挙管理委員会部局

書記長

三浦清隆君

農業委員会部局

事務局長

佐久間三津也君

---

事務局職員出席者

事務局長

佐藤孝志

総務係長  
兼議事調査係長

畠山貴博

---

議事日程 第3号

平成28年6月16日（木曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第87号 南三陸町子ども医療費の助成に関する条例及び南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

第3 議案第88号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

第4 議案第89号 東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について

第5 議案第89号 南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について

第6 議案第91号 権利の放棄について

第7 議案第92号 権利の放棄について

第8 議案第93号 権利の放棄について

第9 議案第94号 権利の放棄について

第10 議案第95号 権利の放棄について

第11 議案第96号 権利の放棄について

第12 議案第97号 権利の放棄について

第13 議案第98号 財産の取得について

第14 議案第99号 財産の取得について

第15 議案第100号 町有林樹木の売払いについて

- 第16 議案第101号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
- 第17 議案第102号 平成28年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第103号 平成28年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第104号 平成28年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第105号 平成28年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第106号 平成28年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

午前9時59分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。定例会3日目です。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において9番阿部 建君、10番山内昇一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 議案第87号 南三陸町子ども医療費の助成に関する条例及び南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第87号南三陸町子ども医療費の助成に関する条例及び南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第87号南三陸町子ども医療費の助成に関する条例及び南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、適正な医療機会を確保し、子育て家庭の経済的負担軽減を一層推進するため、南三陸町子ども医療費の助成に関する条例とあわせて、関連する南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） おはようございます。

それでは、議案第87号南三陸町子ども医療費の助成に関する条例及び南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、細部説明させていただきます。

提案理由にありますとおり、子育て家庭の経済的負担軽減等を目的に、子ども医療費助成及び母子・父子家庭医療費に係る所得制限を撤廃したいための改正ということでございます。

具体には、平成28年1月に、ことし1月に策定いたしました南三陸町総合戦略におきまして、「子育てしやすいまちづくり」を実現するための施策として子ども医療費の助成に係る所得制限の撤廃を今年度から取り組むこととしたところでございます。また、当該所得制限の撤廃が子育て世帯の負担軽減を目的としていることから、関連する母子・父子家庭医療費助成事業につきましても同様に所得制限を撤廃することが政策決定され、結果として両条例の一部を改正することになったものでございます。

改正文につきましては、19ページをごらんください。

表題のとおり、2つの条例の一部を改正するもので、条立てで構成されてございます。第1条で子ども医療、第2条で母子・父子家庭医療ということになります。

あわせて、本条例附則でございますが、20ページになりますが、附則において、南三陸町心身障害者医療費の助成に関する条例の所得額の確認についての規定を改正条例との整合性を図るため一部改正させていただいております。

議案参考資料は10ページから17ページに新旧対照表を載せております。

いずれもこちらを見ていただくとおわかりのとおり、所得制限に係る規定の削除及び各制度間の適用調整並びに文言の整理が改正の主な内容となっております。

この条例の施行につきましては10月1日からということで、現在使用している受給者証の更新の時期ということになります。

この条例による現行制度への影響でございますが、子ども医療費助成においては平成27年度の受給対象者が1,851名ございました。うち所得制限対象者数は106名でありまして、所得制限撤廃による支出増を今年度の予算として210万円増加と見込んでございます。また、母子・父子家庭医療助成は27年度の受給対象者が345人ございまして、そのうち所得制限を受けて

いた者は23人でございます。これにつきましても、今年度、28年度分の支出増を22万5,000円と見込んでおりまして、いずれも後に提案予定の一般会計補正予算に所要額を計上させていただいております。

以上、改正条例の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） おはようございます。

子ども医療費助成の所得制限が廃止されるということは敬意を表したいと思います。

それで、先ごろ県のほうで市町村長会議が開かれたようとして、ここで県のほうでも今行っている助成対象を拡充するというお話があるそうです。具体はまだ出てはいないようですが、それとも、伺うところによりますと県のほうではまだまだ助成の余裕があるんじゃないかなといふお話もありますので、さらに町の負担ができるだけ減らすためにも県のほうへの要望をもっとふやす、これまで行ってきたと聞いてますけれども、さらに今後県のほうへの要望を行いうように要望したいと思いますけれども、その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 5月の末に市町村長会議が開かれました。市長会、それから町村会からこれまでずっと県に対して、3歳未満児とそれから就学前ということで、全国最低レベルの子ども医療費の助成ということでしたので、ずっと要望してまいりましたが、先日の会議の中で村井知事のほうからこれを見直すというふうなお話をいただきました。やっと一步前に進むことができたのかなというふうな思いがありますが、いずれ制度設計は秋口ということになっておりますので、どの辺まで拡充をするかということについてまだ現時点としては残念ながら明確ではないということですが、引き続き我々も、町の負担が軽減できるということもございますので、県のほうにいざれこれからも要望はしていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 3番 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。

1点だけお伺いしますけれども、ただいまの説明ではわかりましたけれども、一つ障害者の関係なんですけれども、これ文言の整理というふうなただいまのお話なんですけれども、その辺をちょっとお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 障害者の条例の一部改正につきましては、所得を確認する際の規定の整合性を図るための改正ということで、特に制度自体が変わることではございません。

それとあと、あわせてですけれども、子ども医療費助成のほうで、今まででは心身障害者の医療費助成を受けていた方は子ども医療の対象外にその適用年齢のときはしてたんですけども、それらの条文を撤廃して、子ども医療のほうは所得制限を設けないということになりましたので、子ども医療を優先で受給を受けられるような改正を行っているということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいんですけれども、この条例改正に対してはあれなんですが、当町の母子・父子家庭の近年というか、このごろの増面というんですか、動向というのはどのようにになっているのか。先ほど106名という説明あったみたいですが、全部で対象が幾らぐらいあって、そのうちの母子と父子の割合がどのようにになっているか、おわりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 総体的には人口が減っているということで、対象世帯も減っているということでございます。全体の数字は申し上げましたけれども、その中で父子家庭の世帯数とすると現在社保と国保合わせると9世帯ほど、あとそれ以外については母子家庭ということになるかと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の父子が9ということでわかったんですけども、そこで、こういった制度を、いろいろ変わっていくというか、なんですかけれども、今回震災によって、何ですか、こういった家庭の方がこの町を離れて、人口が減ってる中の割合で、離れているという、そういう動向がどうなのか、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 申しわけありませんが、動向まではちょっとうちのほうでは把握し切れてございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 動向というんじやなくて、何らかの形で生活が大変でこの町を離れて別の自治体に移ってと、そういう減っていく上での流れなんですけれども、そこは把握して、

把握というか、それなりの感触等はないのかどうか、もう一度だけ伺います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それぞれいろいろな事情があるかと思うんですけども、窓口としてはその雰囲気というのはちょっとわかりかねる状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第88号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第88号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第88号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、志津川市街地に整備中の町営志津川西復興住宅について、駐車場使用料の額及び保証金の免除の期間を定めたいため、南三陸町町営住宅条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第88号の細部説明をさせていただきます。

志津川西復興住宅につきましては、現在、秋の入居を目指して作業を進めているところでございます。これまで駐車場の料金が決定されておりませんでしたので、今回上程したものでござ

います。

議案書は23ページ、それから関係参考資料につきましては18ページをお開き願いたいと思います。

今回、駐車場の料金の付表に記載のとおり、月額1台当たり1,200円というふうに決定をさせていただきたいと考えてございます。それから、保証金につきましても、これまでの住宅のとおり3年につきましては納入を免除するという内容でございます。

今回ご決定いただければ、次にお申し込みのご案内を各入居を予定されている方々に送付させたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） おはようございます。

この駐車場について、住宅によってその値段の差がある、単価の差があることは、これどういうわけなのか。

それから、駐車場は1世帯に1区画だろうと思うんですが、これは満室になっているところだけあるわけじゃないので、あいてる部分についての利用というのはどのような指導をしているのか、その辺あたり。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 駐車場の料金につきましては、通常は近隣の駐車場の料金を参考にするということになってございますが、ごらんのとおり町内にはそのような駐車場が現在ないということで、今回の料金の算定に当たりましては、一つが土地の値段、それから工事費、それともう一つが維持管理費、それぞれを勘案いたしまして決定をしてございます。

1,200円と1,600円と大きな違い、2つの値段がありますけれども、これにつきましては主な原因是土地の値段の違いということから400円ほどの差が出ているという状況でございます。

それから、駐車場の申し込みでございますけれども、1戸当たり、1世帯当たり1台ということではなくて、現に所有している車があれば2台3台とも許可を出しているという状況でございます。

それから、前回の議会でもご質問ございましたけれども、実際自動車を所有していなくて、ただ子供さんとかが週に1回とか頻繁に来るんだけれども、そのときの駐車場の確保はどうなのというご質問あったかと記憶をしてございます。前回同様、やはり入居者間のトラブルが予想されますので、なかなか町のほうとして積極的にそこは許可は出せない状況にござい

ます。ただ、実際そういうご要望があることも事実でございますので、まずもって入居者間のトラブルを防止したいという前提で考えるんであれば、まずもって自治会等で、駐車場以外のいろんな細かい点もございますので、ルール化をして、まずもって入居者間の合意が必要だろうというふうに考えております。それをもって許可を出す出さないの判断をさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 単価については土地の評価額が基本になるというふうなことであります  
が、そのあいてる部分についての利用ということで、今この質問するのは、結局住民同士の  
トラブルを懸念するために質問するんですが、1家族で2台も3台もというふうなことにな  
っていって、駐車場が十分間に合うのかというふうな問題にも多分するんですが、その辺あ  
たりの使用ですね、町のほうで積極的にかかわらないような今の答弁なんですが、そうじや  
なくて、これは町営、町営といいますか、町の管理のものですので、住民任せにだけするよ  
うな方向ではなくて、やはりそこへ町が入って指導しながら住民に一つの方向性を定めても  
らうというふうなことにならないのかなと思うんですが、そのほうが責任の所在といいます  
か、はっきり後にしてくるのかなと思うんですが、いかがです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 駐車場の数につきましては、世帯数掛ける1.5倍だと思いますので、  
十分な数はございます。

それで、これまでも当然に申し込みがなかった空き区画につきましては共同で利用するとい  
うことで、一般の申し込みあった部分の区画とは区別をして利用をお願いしているところで  
ございます。

ただ、やはりどうしても高齢者のおひとり暮らしで、お子さんたちが月一なり週に一度来た  
ときに確実にとめられる駐車場が欲しいというご要望はございます。ただ、その取り扱い  
については、なかなかすぐ、制度的には現に車を持っている方を対象にするという制度的にな  
ってますので、そこは一概に町のほうが積極的に許可は出せないといいますか、出せる環  
境にはないなというふうに判断をしております。逆に1週間に1回しか使わない駐車場を常  
日ごろあけておくのかという問題もありますので、そこの理解というのは入居者の皆さん  
やはり理解がないとなかなか難しいだろうと。当然お盆とかお正月にやはり訪問者といいま  
すか、集中しますので、そういったときに、実は空き区画があるんだけれども、そこは俺が  
借りてるんだからとめてはだめだということになりますと、なかなかそこの理解というのは

難しいんだろうなというふうに考えてます。それで、できれば、それ以外にもいろんな細かいルールづくりをしなきやならない部分がありますので、そういった中で駐車場についても話し合いをしていただければ大変助かるなという思いでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 先ほども言ったように、後でのトラブルが心配されるので、あいてる部分ははっきりと住民に、今言ったような「俺が借りてるところ」とか、そこにいろんな問題が出てくるから、あいてるところは流動的に、何ていうのかな、訪問、来客用というんですかね、公的に来客用のスペースとしてからにとつといったほうが、これトラブルを避ける一つの方法かなと思うんですよ。住民から要望があつたらその来客用を減らしてまたそいつを与えていくというふうな方法もあるかなと思うんですが、その辺あたりでできるだけトラブルが起きない方法を進めていってもらいたいなと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第89号 東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸付け に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第89号東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第89号東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町に無償譲渡されたいわゆる仮設店舗等について、その移設撤去に係る助成制度の適用期間が延長されたことに伴い、当該制度への対応を図るため貸し付け期間の延長が必要となることから、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 議案第89号の細部説明をさせていただきます。

議案参考資料の19ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、こちらもあわせましてご参照をお願いいたします。

改正内容につきましては、第2条第2項の一部改正でございます。

この制度につきましては、中小企業基盤機構の仮設施設有効活用等助成事業を活用いたしまして、町内の被災した事業者の仮設店舗等を整備いたしているところでございまして、現在町内では82事業所に整備を行っているところでございます。中小企業基盤機構におきましては、5年間の期限を定め、その間に本設施設を整備し、仮設は解体するというようなそういった制度のつくりになってございましたが、被災地の現状を見ますとまだこの先時間がかかるような整備状況を踏まえまして、期限といたしましては平成30年度末、今回の改正の内容となります期限平成31年3月31日までその期間を延長する内容となるものでございます。

当町も、この中小企業基盤機構の制度の改正を受けまして、これに関連いたします無償貸し付けに関する条例の内容を、期限を平成31年3月31日までと延長する内容で改正させていただきたいものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） おはようございます。

ただいま課長の説明大体わかったんですが、中小企業基盤整備機構が整備して、無償で借りておったと。それが町のほうに無償譲渡を受けておるという現状にありますと、82事業所という数の説明でございますが、恐らくさんさん商店街、これが相当ウェートが大きいんだろうというふうに思っております。それで、さんさん商店以外に、その分布状況というか、どういうふうに点在しておる現状なのか、それ1点。

それから、この条例は24年ですか、10月1日から施行されておるということでございます。それで、早い方、遅い方があるわけでございますが、今後一線に並べて向こう31年の3月までいいですよという形にするわけでしょうけれども、いわゆるその後、町が中小企業機構から無償譲渡を受けておる物件でございます。したがいまして、この31年3月31日、この期間が経過した段階でその後の見通しというものは町のほうで現在立てておるかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ご質問の1点目、分布の状況についてお答えさせていただきたく思います。

現在、仮設店舗として営業されている箇所につきましては、ご案内のとおり集合して事業を展開しておりますさんさん商店街や、あるいは伊里前の商店街の方々のほかにもたくさんの商業施設が分布してございます。多くは、ほとんどは大体4事業所から5事業所が組んで1敷地内にそれぞれ整備するという形で、全体では33の事業箇所に分布してございます。志津川地区は旭ヶ浦とか、それから沼田のほうにもございますし、入谷ですと中の町、それから歌津ですと伊里前、田表、港などなどそれぞれ分散して分布してございます。

それから、この制度を延長するに当たりまして課題となりますのは、一つは土地の借用をして建てているというような状況がございますので、延長する上ではその地権者が5年から今後延長する期間、土地の了解を得られるという前提で延長していくわけですけれども、その後仮に期間が来た際にはその建物自体の扱いをどうするかという部分について、今回延長するのとあわせて検討したわけなんですけれども、それぞれその地権者と、あるいは施設を建て、借りて営業している方々との間での個別具体的な交渉によって大分その後の継続して利用ができるのかどうかとか、そういったところの綿密な調査が必要だということを非常に実感したものですから、今回は期限だけ条例改正させていただくわけですが、その後の取り扱い、近隣気仙沼では方針としてはその商業者に無償譲渡をするというような方針を出してございますので、それが可能であれば当町においてもそういった方向で、31年を経過した後は無償譲渡でというような方向で検討を進めたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） いろんな事業所が組んでやっておるという今話ですが、これグループ補助金とは違うわけですよね。中小機構が全く建てて無償で貸してたと、それが町で譲渡されたという形ですね。

それで、特にさんさん商店街は一括してあれですけれども、点在している部分ですよね。中には、どうなんですか、道路が、いわゆる建築確認に必要な道路が通っていないとか、いわゆる狭隘な奥地の引っ込んだところにあるとか、そういう物件もあると思うんですよね。そういうところの取り扱いをどうするのか。

それから、地権者から借りておる土地だという形でございますので、その地権者からの了解を得ると。これからなんですかね、その地権者から了解をとるのは。要は、いわゆる31年3月31日、それではつと切るんじやなくて、今課長がおっしゃったように、いわゆる希望者には無償譲渡ですか、無償貸し付けですか、そういう施しをする施策が必要なんだろうというふうに思いますが、その辺、もう一回。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 最初に恐らく課題の中にある一部のお示しだと思うんですが、おっしゃるとおり、土地を継続して借りていく上での権利の調整という部分はやはり出てくるケースがありまして、それら一つつきめ細やかに町のほうでも相談に乗りながら対応している現状、いかなければならぬ現状ございますので、それは事業者の方々がなるべく困らないための努力をしていきたいというふうに思ってございます。

引き続きその貸し付けが、中小機構の今回のような改正がその後もどう展開するかということは、広く見ますと例えば福島のような状況の中では例えば今回の延長だけで解決し得ない場合も出てくるかもしれませんので、そういった制度の趨勢を見ながらということになりますが、いずれにしましても、今回の制度自体が被災した方々の事業再生のための目的で特別につくられた制度でございますし、その資産の有効な活用が町の復興に非常に有効だというふうに捉えておりますので、できるだけそういった事業再建につながるような制度運用を図っていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） よくわかりました。町長。町長の立場として、そのいわゆる期間が来た場合のその見通しというか、町長はどういうお考え持っているのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には今産業振興課長が答弁したとおりでございますので、被災して事業再開なさっている方々が中断することのないように、切れ目なく事業を展開できるような、そういう後押しさはしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長、よろしいですか、道路の狭隘のこと。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 道路の問題もやはりあります、さっき土地の調整と申し上げたのは、建築許可が、震災直後、実は建築許可のおり方が、いわゆる仮設施設なのでということでありていた時期があったんですが、それが今度途中で本設の建物どおりの許可を取らなければならないとかというさまざまな事情が土地の中では生じております、そういうことから今後道路が消防法に足りるだけの土地面積を確保する必要などの課題がやはり出てきていますので、そういうものは個別に、事業者にご不便かけない努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、すいません、先ほど33カ所と申し上げてしまいましたが、誤りでございました。21カ所と訂正をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 先ほどの答弁でいろいろわかったんですけども、82事業者の人たちがいるというさんさん商店街を含めて、ただいま訂正ありました21カ所に分布されているということなんですね、後で、どこどこと言われてもちょっとわからないので、後でその図面などをコピーしていただきたいと思います。

その中から例えば今のさんさん商店街が、こここの復興事業、まちづくりの中に来た場合、この82事業の中からどの程度来るのか、伊里前も含めです。そして、今言ったもの、今使っているものを最終的には気仙沼市さんもやっているからそのまま今使っている方にそれを譲るというふうなお話のようですね、そうした場合、それを復興商店街に持ってきて移築できるのか、その辺。新しく建てなきゃいけない、建てた場合、坪5,000円というふうなそういう単価も出てます。そういう中で、そういうものを使うことができるのかどうなのか、その辺の利用の仕方の方法、ご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） さんさん商店街で大体30、そして伊里前で10事業者ほどのオーナーに向けた今準備進めておりますが、仮設の施設の本設となります今度の新しいまちでの利活用については、大分早い時期には話題に出たこともあったんですが、せっかく新しいまちがこれからグランドデザイン、隈先生のデザインをもとにやっていきましょうという段になって、そういう発想は全くございませんで、新たな統一した景観の美しいものでつくりていきましょうという取り組みに現在なってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまですと40事業ということは、半分の方々が何だかそこに残るか、

あるいはこのまち、伊里前の商店街に来ない人たちが半分あるということなんですけれども、その人たちの意向を聞いてるかどうか、今後どのようにしていくのか。さんさん商店街にそのまま残しておくのか。意向調査などを行っているかどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 商工会を通じまして全ての事業者に声掛けした中で、新しいまちづくりにそれぞれの方々がそれぞれの事情で取り組んでいくわけなんですけれども、おっしゃるとおり、単純に言えばこの82事業者のうちの数字の上では半分ぐらいがほかの場所で事業をやることになるんですけども、それは戦略的なものであったり、あるいは場合によっては今回仮設ができるところまでやってまた新しい生活を求めるという方もいらっしゃるのかなと。そういういたところは時間をかけて商工会やあるいは今回のまちづくり会社の方々も入念に声掛けをしての結果でございますので何とも申し上げられませんけれども、いずれそういう形で仮設全体としては82、その中からおおよそ半分ぐらいの数字で新設されていく商店街のほうで事業をし、あるいは今度の住宅と併設したところでやったり、あるいは場所を変えたりというようなさまざまな事業形態で実施されていくまちづくりになるだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） せっかく志津川市街地のまちづくりをしても、足並みがそろわなくて、そこがだんだん衰退していってはならないと思うんです。ですから、そういう残された人たち、そこにも、商店街を通じることになりましょうけれども、その辺も、残った人たちが倒産していくというか、そういう落ちていかないような施策を考えて商工会を指導して、町もそれに手を差し伸べてやっていってほしいと思いますので、その辺努力していただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ちょっと説明、表現に不適切がございました。今回、話題によく出される先行まちびらきの中の道の駅とされるあのゾーンのほかに、当然ながら市街地の中にもそれぞれ戦略的に、例えばしおさい通りとか、そちらのほうにも事業をされる方々もいらっしゃいますので、残っている方々があたかも事業が打ち切られるというようなイメージでは全くございませんで、店舗つき住宅で高台に上がる方、それからその商業施設以外で単独で水産加工事業を行う方、それぞれたくさんいると思いますので、なるべく多くの事業者が再開をし、活力のある新しいまちづくりにつながるように産業振興課としても鋭意努力

してまいります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） この条例自体には特に賛成、賛成というか、反対とかそういうことはないんですけれども、今の課長のお答えの中で誤解を招く表現というか、私が今普通に一、何ていうんでしょう、ただ客観的に聞いた感じだと、さんさん商店街と伊里前商店街の今頑張って仮設店舗で運営されている方々が本設に移行するまでに半分になっちゃうというような表現に聞こえたんですよ。そうじやないじゃないですか。82事業所というのは町内いろんなところにあって、さんさん商店街と伊里前の商店街、そこは大きいから取り沙汰されますが、その中から大多数の人が移動して、もしくは新しい商店街の隣の新しくできる市街地でそれぞれ活動されるという話じゃないですか。何でそのわけのわかんない答弁したのか、どういうつもりで今のお答えをしたのかお答えください。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ありがとうございます。ご指摘のとおりで、そうお話ししたつもりは全く、さんさん商店街が半分になるという話では全くありませんので、今、後藤議員おっしゃるとおり、82カ所は現在町内広く点在しております、数字で申し上げますと現在的にはさんさん商店街が28、それから伊里前商店街で今10店舗という状況でございますので、申し上げたいのは、この方々だけ、さんさん商店街、伊里前商店街だけでなく、たくさんの町内に広く分布している方々はそれぞれの形で再建するということでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 期限が来たら無償譲渡も考えるということでしたけれども、要らないという場合には解体とかなると思うんですけども、あるいは使ってた人がほかの場所でまたやりたいというような場合にその移転費用とか解体費用はどのようになるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 現在、制度的に申し上げますと、解体費につきましては、現在の仮設商店街の方々の解体にかかる費用については、その期限の間に解体をする状況が生じれば町のほう、町といいますか、中小企業の予算を活用できる、例外的なケースもありますが、一般的にはそれが可能なように運用したいというふうに考えてございます。

それから、移転という場合には、これは基本的には通常は認められないというような状況でございます。公共事業などに伴うとか特別な事情があればですけれども、それ以外は認められない。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 若干補足をさせていただきます。

おおむね産振課長がお答えをしたとおりなんですが、今回この条例改正をするという部分については、これまで5年を最大8年延長になるというところがまず1ポイント。それから、この5年という期間だと早いところだとことしの夏に5年目を迎えるお店が数店あるんだそうです。これは放っておけないということから、まず期間を延長しましょう。

それから、小野寺議員が言うように、移設をしたり引っ越しをしたりあるいは解体をしたりする場合の費用の問題なんですけれども、当初、期限内、要は期限内ということは店舗を町が所有しているという状況になりますので、町が所有しているのであれば中小機構がその費用を負担しますということになります。ところが、5年を過ぎてしまうとこれは町の所有ではなくなってしまうので、そういう費用は全部商業者なりあるいは町が負担をしなければならないということになりますので、今回、平成31年3月まで期間を延長することによって移設とか撤去の費用も中小機構で見ていただけると、そういうことになります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第90号 南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第90号南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第90号南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、地域再生法第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域内における固定資産税の不均一課税を実施したいため、本条例を制定するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第90号南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について説明させていただきます。

提案理由のとおり、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域内における固定資産税の不均一課税を実施するため新たに条例を制定するものでございます。

具体には、地域再生法の一部を改正する法律が昨年の通常国会で可決成立いたしまして、地域の活力の再生を総合かつ効果的に推進するため、地方活力向上地域、この地域は三大都市圏以外の地域であり、地域の活力を図ることが特に必要な地域と規定されてございます。この地域において本社機能を移転する施設を整備する事業を知事が定める地域再生計画に位置づけ、当該事業に関する計画について知事の認定を受けた事業者に対して、国税及び県税を含む課税の特例適用のほか、固定資産税の課税の特例を適用させることができるようになつたものでございます。

宮城県では、当該制度の活用により産業の振興と雇用機会の創出が期待できるものとして平成27年度この地域再生計画を定め、県内全市町村を地方活力向上地域と位置づけ、具体的な数値目標を掲げているところでございます。

これを受けて、当町においても企業の本社機能等の誘致強化を促進するための固定資産税の不均一課税実施についてその細部を定めるというものでございます。

なお、この措置により固定資産税が減額となった場合は、地方交付税により補填されることになってございます。

制定文につきましては27ページになります。あわせて議案関係参考資料20ページもご覧いただきたいと思います。

議案書の27ページ、第3条における適用税率、2つの区分がございまして、これは27ページの下段から次のページにかけての表になりますけれども、一つは移転型といいまして、東京23区及び支援対象外地域、これは中京圏とか近畿圏の中心部を指すんですが、この地域から

の移転による拠点強化に対する税率、もう一つは拡充型と呼ばれまして、地方における企業の本社機能を強化する場合の税率と2つに区分してございます。

適用年数は3カ年度でございまして、税率はゼロから通常税率が1.4%でございますが、これの3分の2までの範囲で3年間適用させるというものでございます。

この条例の施行は29年1月1日、平成29年度の該当があればということになりますが、固定資産税から適用させるというものでございます。

以上、新条例の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 新条例なのでもうちょっとお伺いしますけれども、わかりやすく言えば、外から、今ここに現在ない事業が外から入ってきて事業を興した場合、固定資産税の減免ということに解釈したんですけども、その中で新事業者という、本社機能を今どうたらという話が出ましたけれども、その辺もう少し具体にお願いいたします、本社機能の絡みの。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） ただいまのご質問ですが、本社機能というのは、企業の規模に、中小企業とかその他大企業の企業の規模によっても区別されているんですが、例えば事務部門だったり企画部門という本当の本社機能の中心部が移転してくること、なおかつある程度の土地建物を取得してそこで営業をするというようないろいろな制限がございまして、これにつきましては国の方で具体的に定めておるんですが、なかなかハードルの高い制限になっているというふうなことでございます。本社機能というのは、そういうような制限というか、規定になってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 本社機能を維持するということは相当なことだと思うので、この町に1件来るか来ないか、そんなようなレベルの判断でよろしいですね、そうすると。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） この制度についてもう少し具体にご説明申し上げますと、宮城県で計画を定めると先ほど言いましたが、この計画に当たっては人口の規模等の制限がございまして、例えば人口10万人以上の規模の地域というような制限等がありまして、宮城県では宮城県の北部と南部地域に2つに区分して、その地域の中で受け入れをするというような規定を設けてございます。ですので、宮城県の就労機会の創出、要するに本社機能の移転に

よって見込んでいる全体的な目標値というのがございまして、これらは企業の新規立地や事業拡大により100人の雇用機会を創出する、これは県全体での計画というふうなことで、それで、そうですね、北部地域では30人というような宮城県の計画になっているということで、なかなか、そういう大手の企業が東京23区から移転してくるというのはなかなかハードルが高いのかなというような感じを受けているところでございます。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第90号の質疑を続行いたします。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） まず一つは減税の幅なんですけれども、これはどこでどのように決められたのかお伺いします。

それから、実はここに経済産業省内閣府、厚生労働省がつくった資料があるんですけれども、今回の「本社機能移転・拡充をお考えの事業者へ」ということで案内の表紙にあるんですけれども、設備投資5億円、それから30人が移転てきて、地方で20人を雇用した場合に合計で9,000万円の減税になりますよと、これは例えだと思うんですけれども。これを見て私が所感したのは、これは何か国内版のタックスヘイブンじゃないかみたいな感じがしたんですけども、この感じが間違っているのかどうかお伺いしたいと思います。

それで、先ほどありましたけれども、大和証券というところの主任コンサルタントの方が言っているなんですねけれども、確かに実現すれば雇用促進あるいは地方活性化につながりますけれども、本当に効果があるかどうか疑われるというふうなことを言ってますけれども、その辺の見通しをもう一回お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 2点ほどの質問かと思います。

減税の幅につきましては、県税の減税等の幅、あと近隣の市町等の課税の率の設定等を参考に税率を定めさせていただいたということでございます。

それから、事業の、2点目ちょっとあれだったんですが、事業の効果という部分でございますが、何分宮城県の計画ということでございまして、先ほど3番議員の質問にお答えしたときに、県の計画が県南と県北に分かれているということで、1町でその企業を受け入れると

ということはもちろん想定はしておりませんで、たまたま例えば南三陸町に来たらということ  
で、来てそこで企業が本社機能を發揮したときに近隣の例えば気仙沼市、登米市、石巻市さ  
んからも通勤されるというような部分で、地域全体として雇用が促進されるというものを期  
待して宮城県が計画を定めていると。その受け皿として各市町ではこのような税率を定めて  
固定資産税の不均一課税の制度を設けているというふうなことになってございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、税率は町で決めたということなんすけれども、ふる  
さと納税のような感じで税率の競争になるというようなことはないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 現時点では同じ税率でほぼ各自治体が定めているというふうな  
状況でございます、県内の状況ということでございますけれども。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私、町長に伺いたいんですけれども、今回のこの新しい南三陸町地方活  
力向上ということで、制度の条例なんですが、実際この制度に町長は、今後クリスマス前に  
三陸道も開通というか、供用なるというふうな状況の中で、前向きに取り組む意欲の湧くよ  
うな条例というか、制度なのかどうか、1点。

あともう1点は、固定資産の減免ですけれども、もしこういった制度が実現して当町に何ら  
かの形で該当するようになった場合に、町税がふえることがあるのかどうか、  
町の町税ですね、これが移ってくることによって上がっていく可能性があるのかどうか。2  
点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実現すれば地域の活性化につながるのは間違いないというふうに思いま  
すが、かといって、じゃ今三陸道が通る、今三陸道の話になりましたから、三陸道が通るか  
ら、じゃ積極的にかという話になりますと、現状の今の南三陸町の状況を考えたときに、積  
極的にも手を上げてこの誘致ということについてはなかなか難しいのが現実ではないかと  
いうふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 例えの話でしかお答えできませんが、企業立地が実現した場合、  
その建物に係る固定資産税、土地に係る固定資産税、企業としての法人住民税、従業員の町  
民税等々、税収増には十分期待できるものと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長の答弁ありましたけれども、余り乗り気でないような答弁ですが、どういった事業に関してもこういった中央からの地方の活性化の一助となってるようなので、何ですか、今回のこういった条例なんですかけれども、今後いろんなやつが出てくると思うんですけども、何らかの形で、何ですか、この町に活力を見出せる可能性があるようでしたら取り組んでいく、そういう前向きな姿勢も必要だと思うんですが、その件に関してもう一度だけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 後ろ向きということではなくて、さっきもちょっとお話しさせていただきましたが、今の町の現実、状況を考えたときに、本社機能を移転するというのは相当数の面積等を含めて必要だというふうに思います。今、うちの状況を考えた場合に、そういう環境が今あるかということになりますと、直近ではなかなか難しいだろうというふうに思います。中期的な問題とかという形の中での取り組みというのは当然あるというふうに思いますが、私がお話ししたのは直近として果たして今すぐやるのはどうなんだろうということで申し上げたわけでございますので、決して後ろ向きということでは決してございませんので、ご理解いただきたいと。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前者と同じような質問になるかと思うんですが、新しい条例制定という形ですね。先ほど来からお話を聞いていますと、県がこういう方向性でいくから各市町村でも条例を制定と、近隣の方々とのお話し合いの中で決めてくれと。東京23区から本社機能の移転というような内容ですが、誰が考えてもなかなか難しいだと、この南三陸町に東京から本社機能というのはなかなか難しいというのは客観的な感想があります。

条例を制定した以上にはそれに向かって進むのがこれは町長としての仕事だと私はそう思うんです。先ほど、今の現状ではなかなか無理だと、中・長期的な考え方だというようなお話もある意味理解もしないわけではないんですけども、やはり取り組みの姿勢が大事ではないかなと。条例全て町のためにあるわけですから、町の条例ですからね、ひいては町民のための条例であります。したがって、やはり特にここに掲げてありますように、南三陸町においても本社機能の誘致強化を促進するためにと、促進するためにという文言がうたわれてますから、やはりこれは積極的に進んでいかなければならぬ。やはりここは、やはり町長は町のトップセールスマントリーフォームにおいて、いろんな企業にやはり当たっていかなければ

ばならないんではないかなというふうに思います。ぜひそういった覚悟で取り組んでもらいたいと思いますが、その辺のお考えを一つ。町民の方々が、いい条例だと、トップもその意気込みもあるようだと、期待が持てるわけですよ。将来23区から本社機能が来ると、我々も頑張ろうというような気持ちになるようなご発言を期待します。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 笑顔を交えてのご質問でございますのでお答えをさせていただきますが、東京23区内というお話の中で、実はこの条例を出す前に、いろいろ私もこの東日本大震災以来、大変多くの企業の方々、一部上場企業を含めてたくさんのお会社の方々が頭に浮かびました。一つ一つこの会社どうかな、この会社どうかなというふうに思いましたが、なかなか現実として難しいだろうなというふうな思いがあります。

しかしながら、今、町としての条例制定でございますので、前向きに進めというお言葉ですので、それはそれとして我々としてもその辺の部分についての機会あるごとにその辺の取り組み方についてはしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第 6 議案第91号 権利の放棄について
  - 日程第 7 議案第92号 権利の放棄について
  - 日程第 8 議案第93号 権利の放棄について
  - 日程第 9 議案第94号 権利の放棄について
  - 日程第10 議案第95号 権利の放棄について
  - 日程第11 議案第96号 権利の放棄について
  - 日程第12 議案第97号 権利の放棄について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第91号権利の放棄についてから日程第12、議案第97号

権利の放棄についてまで。

お諮りいたします。以上本7案は、関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本7案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本7案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第91号から議案第97号までの7議案、権利の放棄についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度末時点では債務者不明金が生じている高齢者生活支援・生きがい健康づくり利用料、町営住宅使用料及び町営住宅駐車場使用料、土地貸付料、町誌売上代金、学校給食費保護者等負担金、育英資金貸付金、病院事業の診療費、使用料及び手数料の私債権について、東日本大震災により徵収に係る関係書類が滅失し、債務者等の特定ができないことから、権利を放棄したいため、地方自治法の規定に基づき南三陸町議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案の担当課が複数課にまたがりますので、私のほうで一括してご説明申し上げたいというふうに思います。

説明は、議案関係参考資料を用いて行います。21ページをお開きいただきたいと思います。21ページです。説明が少し長くなりますことをあらかじめお許しいただきたいというふうに思います。

この資料の項目欄には、健康づくり事業の利用料から一番下段の総合体育館使用料までいわゆる13種類の税外収入が列挙されております。これらの税外収入に係る関係諸帳簿や台帳が全て震災により滅失してしまったために、いわゆる平成22年度末現在の収入未済額の内容、つま

り誰の債務で幾らぐらい収入未済額があるのか、この合計はわかるんですけども、その内容が不明となっていました。震災後、行政機能の復元とともに担当者の記憶や債務者からの連絡等を頼りに、ずっと債権、債務の確認作業を各所管で行ってまいりました。その間、議員各位からも当初予算、決算の審議の中で、いつまでも不明な債権を未処理、未済のままにしておくことはいかがなものかと、そろそろ整理してもいいのではないかというふうなご指摘も頂戴してきたところでございまして、平成28年度になりまして、震災後5年を契機に、どうしてもこれ以上確認することができない債権について、今回議会にお諮りして債権を放棄し、権利を消滅させるものでございます。

さて、資料に列挙しております町の税外収入の収入未済額の合計は、震災後の平成23年3月末現在で合計約2億5,300万円ほどございました。そのうちこの時点で債務者不明の債権総額は5,412万円ほどでしたが、ここから今日まで先ほど申しました担当者等の確認作業により約790万円ほどの債権の確認はできましたが、なお最終的に不明金として残った金額が参考資料の要滞納整理金額の合計欄に記載の4,617万8,372円でございました。

しかしながら、町で持っている債権には公債権と私債権があり、その区分の基準は法令の規定に基づいて発生しているか否かでございまして、資料の後段に議会の議決を要しない債権として列挙してございます放課後児童クラブ利用料から総合体育館使用料までは、地方自治法に基づき制定した町の条例を根拠に徴収しているものでございますので、全て公債権となります。

※印の参考欄には、さらに公債権は強制徴収と非強制徴収の公債権に分かれる旨記載していますが、いずれの場合にあっても公債権は時効の時期が到来すると債務者の時効の援用、いわゆる時効が到来したということを債権者に伝える行為になりますけれども、それを必要としないで自動的に絶対的に消滅いたします。したがって、公債権である6つの使用料等の合計77万9,839円につきましては、地方自治法第236条の規定に基づきまして、平成22年度出納整理期から5年を経過いたしましてこれは間違なく時効が完成いたしておりますので、本年度中に不納欠損処分とさせていただくことになります。

一方、議会の議決を要する債権として、健康づくり事業利用料から病院事業診療費等の7項目の合計4,539万8,533円については私債権という位置づけでございますので、消滅時効の根拠は民法に求めることになりますが、時効を完成させるためには債務者からの時効の援用の手続あるいはいわゆる議会での権利の放棄の議決が必要となります。しかし、これらの私債権については、時効が到来しても債務者が不明でございますので、時効の援用手続をすることが不可能でございますので、既に時効の到来している債権、また育英資金の貸付金についてはまだ時

効が到来してございませんが、いずれ時期が到来しても債務者不明のため時効の援用することができませんので、今回債務者不明の私債権については全て議会の議決により権利の放棄をさせていただいて、最終的に本年度中に不納欠損処分とさせていただきたいと考えてございます。

以上、細部説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この中で、まずは1つ目、健康づくり事業利用料、これデイサービスや、いろんな社協でやっている事業の中からだと思われますけれども、当然歌津の社協は、あそこは震災に遭ってないので、歌津社協の分は、の支所か、帳簿があると思うんですけども、この不明の3万8,101というのは何の分だかということが一つと、それから社協も合併していたもので、どちらの分だったのか。

それから、町誌売上代金4,000円とありますけれども、これたしか4,000……、間違ったらすいませんけれども、4,000円したのかどうか。1人か2人だと思うんですけども、今、町誌を買われる人というのは、当時、当時ですね、5年前、町誌買われる方というのは特別な人たちでなかろうかなというので、どなたかというのはわからなかつたのかということですね。追跡調査をしたのかどうかということです。

それから、育英資金貸し付けなんですけれども、実はこれ私も保証人になっている方がいるんです。民法上道義的責任がありますので、いやどうしたものかと思って聞きに行きました。そしたら「いや、町から何もないんです」と言われたんです。町は1年分まとめて送ってるんですけども、その方は震災遭っていない方なんですよ。私もその分、払わなきやないのかなと思って心配で行ったら、ないと、町からその後、震災してから来ないと言うんです。たしかあるはずだから探してみてくださいと言って、そして話をして、15日に相談に行きますと。15日、きのうなんですかとも、まだ確認していないんですけども。

そういうことからして、1,900万円なんですね。育英資金たしか3,000万円ぐらいだったと思うんですけども、そのうちの3分の2がこういう形でなくなると借りたいという人たちが大変困ってしまいます。その辺のどの程度の追跡調査、努力をなさったのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 最初に健康づくり事業利用料等の未納の部分でございますが、議員も職員として震災後我々と一緒に徴収作業をしたと思うんですけども、その際には4

万3,701円の不明金でございました。その後に5,600円の徴収はできましたが、残り3万1,101円につきましては、ここに書いてありますとおり債務者が不明ということで、誰の分で、どのサービスでということは特定できておりませんので今回このような形で提案をさせていただいているところでございまして、22年度の決算議会以降、この件については何度かご質疑がござりまして、同様の回答をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 町誌のほうなんですけれども、町誌4,000円ということなんですかけれども、調定を起こしていたので金額はわかるんですけれども、それぞれ関係書類全部流失してしまいましたので、調べようがないというふうなことでご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、育英資金のことでございますけれども、まず育英資金の確認の仕方から申し上げさせていただきたいと思います。

育英資金につきましては、資料等が総務課長の説明にもございましたとおり全て流失したということで、その後、当時電算に入っておりました今現在貸している方に対する振り込みの、今月幾ら振り込みますというそれが復旧できましたので、それをもとに今現在貸している方について復旧をさせていただきました。その時点でといいますか、あと実はそれ以外に確認するすべがございませんでした、実際には議員おっしゃられる方がもしそうだとしますと、もう貸し付けを終わっている方というのは確認のしようがないという状況でございました。ですので、確認できた方々に、貸し付けをしていた方々に対してご案内をし、債権を確定していくたというふうな経緯がございます。ですので、その後、確認の仕方としては広報等に掲載をさせていただきまして、「未確認ですので、心当たりの方はぜひお申し出ください」ということをしたんですけども、若干何人かそれで私借りておりますと申し出いただいた方もおりましたけれども、その後なかなかあらわれなかつたというふうな状況でございます。

あと、3,000万円ということでございましたけれども、こちら今回積み増した額が3,000万円ということで、基金にはもう少しございます。あと、実際には今年度も貸し付けを行っておりますので、運営に関してはそういう形でしっかりお金を用意しながらやってまいりたいというふうに思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） まずは健康づくり、私聞いてるのは、誰がどのぐらいあるかと聞いてる

んではないんです。社協の事業の中で、志津川さんと合併したその中で、事務は社協、残った社協でやっているはずだと。社協さんは、今の歌津の社協さんは震災してないので、その辺はどこまでわかってるのかということを質問したんです。もちろん切符が流れてしまえば誰がどのぐらいいつのはわかんなくなりますけれども、そのデータがどこまであったかということを聞いてるんです。

それから、町誌、調定したという今ご答弁なんですけれども、町誌はたしか1冊4,000円だかしたので、調定の中に誰それ分と記載はなかったのかどうか。

それから、育英資金については、今はデータ化したんでしょうけれども、昔、当時は、流された当時は帳簿だったと思うんですね、台帳で。だから誰のだかっつのはわかんないということなんですけれども、電算化したっつのはいつから電算化したのか、その辺。

そして、滞納繰り越し、私の保証のやつはとっくに終わんなきやないやつで、滞納繰り越しの部分だったんです。だからその辺、滞納の整理をどのように震災前やってたのか、その辺もう一度お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） ちょっと質問の意味がよく理解できないんですが、データということに関しましては、数字として未納額がわかっておりまして、その内訳が全くわからないという状況でございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 調定の段階で氏名は記載してございません。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、電算化あるいはデータ化ということについてですけれども、まず電算化といいますか、役場で動いている財務会計システムのことを我々電算と言つておるんですけども、そちらでは対応はしておりませんでした。電算に入つていれば、電算についてはバックアップがとれておりましたので一定の回復はできたんですけども、いわゆるパソコンで処理をしていたと、データ化していたと。それは大きなサーバーが立つていて、今役場の中でみんな使っている、職員が使っているサーバーの中にあったんですが、そのサーバーそのものが旧役場に置いてありましたので、全てだめになつてデータが復旧できないう状況になつてしまつたということで、手元に何もなくなつたというふうなことです。

なお、あと一部、合併以前のものについては、一部台帳管理をしていたものがございます。

あと議員からご指摘を受けました部分、ご指摘といいますか、いただいた部分ですけれども、

実はそういう方についても、全く最初からゼロ、納付ゼロということではないんだろうと思われます。ですが、いつまで納付したかと。例えばお相手の方が「私は借りているんだけれども、どのぐらい返したか全くわかりません」ということになりますと、その時点で相手の借財が確認できなくなってしまって、どれぐらいこちらが請求したらいいのかということすらわからないというふうな状況になってしまいます。そうなりますと、債権、債務が確定できないということで、それらが積み重なって1,900万円になっているというふうな状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1点目は、志津川と一緒にになって、事務は歌津の社協でやってたわけなんですけれども、そのシステムが、システムが、システムそのものが流されないからこの金額がわかつてますと。こうした場合、その金額にデイサービス分とか、調定を起こす前の段階で何料だかぐらいわからないんですかっつことです。まあいいでしょう。

それから、この町誌の売り上げ4,000円、調定に4,000円を書いて、あと誰のものだか、誰に売ったかという、町誌売上料だけしか書いてなかつたということなんでしょうねけれども、やはりそういうところはきちつとしたほうがよかつたのかなという気もしますけれども、1冊、今、町誌幾らしてたでしょうか、確認の意味でお伺いしますけれども。

それから、育英資金については、そういう追跡も何回、うるさいようだけれども毎月毎月載せていれば、私のように気づいたり、あの人もこの人もと幾らかは出てきて、1回は載せたんですか、その町紙に。1回だけですか。1回だけでもそういうふうな効果があるので、ある程度載せるべきではなかったのかなという思いもいたします。

町誌について、今幾らしてるのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 再度の繰り返しになりますけれども、データが消失をしておりまして、金額、調定額のみは把握できたのですが、志津川の分、歌津の分、誰の分、どのサービスの分ということが全くわかりませんので、今回このような形になっております。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 町誌なんですけれども、志津川の分が1冊3,500円、それから資料集が5,000円です。それから歌津町誌は5,000円、それから電子版が2,000円というふうな形になっております。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 今、議員におっしゃっていました広報で周知をいたしましたし、あと当然広報に載ったものがホームページ、その当時復旧しておりましたので、そちらにも載ったのかなと思いますし、あと災害臨時FMがなっておりました。広報に書いてあることは最大漏らさず当時はお伝えしていたかと思っております。その中で触れていただいたのかなとは思っておりますけれども、その効果で何人か確かに「私」ということでお申し出がございましたので、そこは広報、周知の効果があったのかなというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 初めに、ちょっと議事進行で発言させてもらいたいんですが、今回の議会に何回か出てきてるんですが、質問者に対して、何といいますか、「前は職員だった」とかそういうようなご発言が答弁の中に出てるんですが、過去といいますか、以前はどうあれ、今、選挙で選ばれた議員としての発言でありますので、それに対する答弁、その中に前は職員だったとかどうだったとかという発言は今後控えていただきたいなという思いであります。うちの議会、お二人の職員経験者がおるわけですが、例えばもうお一方、建設課長さんやられた方でありますて、その方があそこの道路が必要だとか、つくれといった質問に対して、何であなた建設課長のときやらなかつたんだというような答弁になってくるわけですね。あるいは、農業の方が農業振興で話したら、質問したときに、あんた農業やってでそんなことわがんねのがというような内容だというふうに私は受けとめてますんで、今後、答弁する側の方々、十分に検討していただいて、町長、そこは少し検討していただいて、控えていただきたいなというふうに思います。

それで、質問なんですが、法に基づいて民法上の時効という形で処理をすると、これは当たり前のことであります。例えば国保とか固定資産税とか住民税とかというデータをよそに預けてるといいますか、それは幾ら庁舎が消滅しても残つておるわけですよ。こういったことも、ここに掲げられている案件もその預けることができなかつたのかなということなんです。住民税とか固定資産税とか国保税と同じようなやり方でできなかつたのかなというのが質問なんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 電算処理という部分でのご質問かと思いますが、例えば議会の議決を要する債権6つ7つございますけれども、これは税あるいは保育料などのように法に基づいて電算処理を毎日かけて、そしてそのデータをサーバーセンターにバックアップしている

というようなものではなくて、恐らくこれらはスタンドアローン、机の上のパソコンとかそういうといったペーパーでの管理というようなものだったために今こういうふうな流失になってしまったんだろうというふうに思います。震災後になりますけれども、当時、こういうことも想定をしてバックアップ体制をきっちりとつていればこんなことにはならなかつたのではないかというようなことはご指摘のとおりかと思いますが、当時さまざま、当然お金もかかるわけでございますので、各課でワードとかエクセルとかそういう手処理で管理をしてきたというような実態は実態としてございましたものですから、あの3・11を境にこういったものが不明になったということでございます。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前1時59分 休憩

---

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番高橋兼次議員より退席の申し出があり、許可しております。

三浦清人君の質疑を続行いたします。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 午前中に引き続き、91号から97号の質疑に入りたいと思います。

1回目の質疑は、なぜ庁舎が流されても、よそにデータを管理をお願いできなかつたのかというお話だったんです。それに対する答弁、先ほど企画課長のほうからありましたけれども。宮城県沖地震、津波、当初は、当初というか、前は30年に来る確率は何パーセントとか、10年以内に来る確率が何パーセントとか、かなりの被害をこうむると、皆さんそういった被害に備えて日々生活を送ってくださいということを常がね町民に発信しておったんですよね、気をつけなさいよと、役場のほうからですね。訓練もしたと、津波が来たらあそこに逃げようとか、ここに逃げようとか。町民挙げて大規模な避難訓練まで毎年毎年やっておいて、その危機管理、危機意識というのが、町民に与えるだけで、役場の職員が全く持つてなかつたということになるんじゃないですかね、予想ができなかつたとか想定できなかつたとか。何に基づいて想定できなかつたのか、何を基準に予定できなかつたのか。大学の教授が、三陸沖津波、地震が来たら6メートルぐらいだろうというのを信じておったのかどうか。そうしますと、この町の損失というものはその大学の教授さ損害賠償請求をするんですか。そうはいかないでしよう。

誰の責任ですか、これ、最終的には。幾らですか、4,600万円。自然災害だから仕方ないと

か、津波で流されたからなくなつたんで、法律に基づいてチャラにしましょうとか。実際はそうなんです。仕方のない部分も私もわかります。が、だからといって、ただ「いいんだ」では済まされないよということ。町長ね、この4,600万円の損失なんだ、要は町民に対してですね。それに対して町長はどうお考えだか。だって流されたもの仕方ないだろうということだけなのか。その辺のところを町長としての立場として、要するに4,600万円を町の損失与えたわけですから、損失という言葉が妥当かどうかわかりませんが、その辺の考え方ですよ。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなか難しい答弁だというふうに思います。震災前に、議員さん方もご承知のように、当町としても今三浦議員お話しのように避難訓練等も毎年繰り返してやっておりました。避難場所等が、町として指定していた場所、その場所までも被災してしまったというこの現実です。したがいまして、まさしく想定できなかつたのかということになりますと、残念ながら想定、誰一人としてできなかつた大災害だというふうに認識はしてございます。反面、こういったいわゆる債権放棄をしなければならないという現実もまた事実でございますので、そこについては率直に言ってあるべき姿ではないだろうというふうには認識はいたしてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ですから、「あるべき姿ではないだろう」で終わるんではなく、今後どうするかということも引き続きやはりしゃべんないと、町長として。ただ「終わってしまったんだ」みたいな感じですよ、今のお話だと。そこを聞いてるんですよ、今後。だから、何というんですか、電子化ですか、いろいろとやって、いつどのような災害起きてても大丈夫だよというようなシステムの構築しますとか、そういう面もやはり言ってもらわないと。

それから、関連してくるわけですが、同時に、国土調査やりましたよね、数十年前に、国土調査。それも全て流失なつてるということなんです。それが今後、被災を受けられた方々だけではなく、いろんな登記面あるいは測量面、いろんな問題でうんと支障を來す要因であります、要因。今さらまたさらにやり直しをしろといったって5年10年で終わるわけではない。そういうしたものも本当は、合併前、歌津地区あるいは志津川町、歌津町双方で何十年もかけて国土調査をやつた、その結果、そういうものが一瞬にして流されてしまって、ないと。基準点がどこだかも大体わかんないような状況、調べないとですよ、山に上がっていかないと。そういうふうな状況で、大変なこれからことが起きてきます。大変なことというか、苦労します、被災を受けられた方々も、当然。

そこで、個人の部分については仕方ないでしょう。ただ、町有地と個人との境ありますよね、道路とか町有地とか。その境を、くいだけは個人に打たせないで、町が率先して打つというようなやり方をしていただきたい。といいますのは、例えば分筆登記する際に、測量士さんお願いして山なりどこなり歩いて、前に打った基点を探すわけですよ。それはいいでしょう。それから測量してくる。ところが、町道がある、あるいは農道があるというところに接しますと、そこにもくい打たなきやならない。現状ですと、その登記をする、分筆登記をする方がその町との境にくいを打つ作業が個人がやるんですよ。町は何かというと、その打った際に後で確認に行くだけですよ。その町と個人の境に打ったくいは個人持ちなんですね。ですから、その境だけでも町が率先して打って、申し込みがあれば打って、その打ったくいの経費はやはり町が持つべきだと私は思いますよ。町長、この話は初めて聞いたかどうかわかりませんが、よく担当課から聞いて、できるだけ、被災された方々にまた負担をかけるようなやり方、本来は流されたのが悪いんですから、もとはといえば、流されなければいいんですけどね。ですから、それを今言ったってしようがない。そういうことで、町と個人との境のくいは、その経費は、町が率先して打って、そしてやるようにしていただきたいなというふうに思います。にこやかに話しますんで、私もね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 後段の部分については、後ほど担当のほうからお聞きをさせていただきたいというふうに思います。

前段の部分につきましては、ご案内のとおり東日本大震災、我々も多くの教訓を得ました。今データの問題等も含めまして、議員の皆さん方もご承知のように、町の住民基本台帳等を含めてバックアップ体制、今2つ、2カ所、前は1カ所でしたが、2カ所にするということで、いざどこか近隣で災害あった際に、近いところのバックアップがだめになった場合には遠くのほうの使えるということになりましたので、そういった教訓を生かしながら、これからこういったデータの流失といいますか、そういうことないように我々としても万全を期していくみたいというふうに思いますので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2点ありました、基準点の関係と境界の関係だと思うんですが。

一つ、国土調査で打ちました基準点につきましては、いろんな制度の関係がございまして、一つは世界測地系に変わったということで、そのときに、いずれそのときの数値そのまま使えないで変換をしなければならないと。その次に、地震によって、ご存じのように水平方

向にも当時たしか最大で5メートル移動したと。現在も移動しているということなので、実はそのデータが残っていたとしてもそれをそのまま使うことは実はできないという状況にございます。いずれもし使うとすれば、町、南三陸町の補正係数といいますか、そういうプログラムをつくって、それで一度変換をしてみて、さらにもう一度現場で測量して確認するという作業が必要になるので、これは余り現実的でないと思っています。

ただ、震災後、それぞれ事業関係で測量を実施をしてございます。当然そのとき独自に基準点を設けていると。そういうデータを一元化をして管理をしていく、必要な場合はそれぞれご提供できるという整理が必要になっていく、必要になるというか、それが一番確実にできる方法だと思ってございます。多分、今事業を担当している課それぞれデータを持っていきますので、それらをどこかで一元的に管理をすると。それから国・県も事業をしておりますので、それらのデータをいただいてバックアップ体制をとっていくことになるかと思います。

それとあと町が管理する道路、それから水路等の境界でございますけれども、ご存じのように境界は両者立会いの上設置をするということになってますので、そういう意味で一応個人が出して、後で町が確認に行くと。また、逆の場合もございまして、町が事業をするときは当然町が経費を出して、改めてまた関係者の皆さんにお集まりいただいて確認をいただくという作業をしております。どちらが早く手をつけるかということだと思うんですが、その辺はいろいろ情報をお互いに共有しながら、なるべく個人の方にご負担いただかない方法で対応していかなければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

今回のこの処理に関しては、異議というか、申し分はないんですけども、そこでお聞きしたいのは、さっきの説明で2億5,300万円からそれが5,400万円になって、そしてだんだん今回この5年の間でいろいろ努力して今回の4,600万円という数字になったのかどうか。

あとお聞きしたいのは、今回震災前の滞納分は今回の権利の放棄で全部なくなるのか、もしくは何らかの形で残る部分があるのか、そこも伺いたいと思います。

あともう1点は、震災から5年ということなんですかけども、現在未収金というか、滞納分がこれらの項目で幾らぐらい、現在の分がどれぐらいあるのか、もしおわかりでしたら伺いたいと思います。

あと、ここに滞納とあるんですけれども、滞納と未収金の違いというか、行政上何らかの違

いがあるのかどうか、そこも伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 4点ほどのご質問でございましたので、順を追ってお答えします。

まず、22年度末における債務者の不明額というのが、ここに列挙している全ての項目の合計額で5,412万569円でございました。これが最終的に債務者の不明額となったのがこの要滞納整理金額に書かれている4,617万8,372円でございますので、その差額の794万2,197円につきましてはその間の調査で一応判明したと、債権者が判明したということで、その部分については除いてございます。

あと残った部分、残る部分があるのかということでございますけれども、今回この不明額を整理いたしますと、あとは全て確定した債権でございますので、残る分はございません。

最終26年度末、まだ決算27年度出てございませんので、今掲げた項目の26年度末の収入未済額、これは決算書にも出てますけれども、その後またふえてる部分もございますので、合計額を申し上げますと5億571万2,083円ということでございます。病院の診療費等の未収金が多いという形になります。

滞納と未収金の違いでございますけれども、表現上の違いでございまして、今回扱っているのは未収金と滞納額、同じ扱いという形でよろしいかと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 残る部分はもうないということで、わかりましたけれども、それで26年度末の5億円の分なんですけれども、この分は、今回この放棄の分にあらわれている項目等での細かい現在高というの、それは予算書を見れば、決算書を見ればわかると思うんですけども、こういったやつに対する、いつも皆さん言われることなんですねけれども、未納とか滞納分の処理なんですけれども、当然回収というか、徴収すればいいんでしょうけれども、なかなか実際には、あえて確信的に滞納してるわけでもないんでしょうから、それを今後、町長に伺いたいんですけども、少しでも減らしていく方策として、マイナンバー等で事務処理等もある程度一括になってきましたので、それを包括的といいますか、そういった形での何というんですか、何らかの補助なり助成のようなものを見つけるなり何なりして、少しでもこの未収を減らしていく考え方というか、方策はどのように考えることができるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 町税等につきましては、毎年度滞納整理をきちんとやってございま

すので、県下一の収納率も誇っておりますし、国保税等もそのとおりでございますので、相当額、滞納額は減ってございます。

ただ、これらいわゆる民事債権と言われる内容につきましては、最終、強制徴収ができない部分もございますので、そこら辺は町税の滞納者ともしかするとリンクした形の方々ももうございますので、そういった税金の徴収の際の財産の調査等もあわせて、もし徴収が難しいという段階であれば、民事債権でございますので、その段階で、町税の債権を消滅した段階で同様に議会にお諮りして民事債権を消滅させていくという形をとらざるを得ない場合もございますけれども、なるべくやはりきちんとした形で徴収すべき内容でございますので、そこは町のほうでも毎年町税等の徴収確保対策会議というのがあって担当課一丸となってその徴収体制に当たっているということでもございますので、なるべく滞納額を縮小できるようこれからも努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、課長の答弁で、税の部分は大分実績というか、上げてるということなんですけれども、実際税以外の例えば一番言われている学校給食費等のそういった部分というのは震災後どのような流れになっているのか、再度伺っておきたいと思います。実際そういういたやつが同じような形でいろいろ出ていると思うんで、そういう部分もどのような今後震災5年の流れで来ているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、学校給食費の未納の状況ということでございまして、先ほど総務課長が申し上げましたところ26年度ということでございまして、その段階での未納額と申しますのは全体で163万5,520円、これが累積、累積といいますか、その時点におけるといいますか、何年度か積み上がった分の未納額の合計でございます。確かに少ない額ではないのかなと思っております。大体平均いたしますと、平均といいますか、20数万程度、毎年未納が出ている状況でございます。これについては、担当になります給食センターのほうで、納めていただきたいということで電話あるいは文書でのお願いをしているというふうなことでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第91号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第97号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第98号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第98号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第98号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、生涯学習活動等の普及振興を図り、町民福祉の向上及び新たなコミュニティ形成に寄与することを目的にマイクロバスを購入し、運行を実施したいため、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） それでは、議案第98号の細部説明をさせていただきます。

お手元の議案参考資料の22ページをごらんください。

今回、財産の取得を予定していますのはマイクロバス1台でございます。

取得に当たりましては、有限会社志津川マツダ外2社より見積もりを徴収しております。見

積もり徴収の結果、最低価格803万5,816円、最高額812万2,680円、いずれも消費税額を含む金額でございます。最低価格を示されました有限会社志津川マツダと契約の締結を予定しております。

なお、契約保証金につきましては、契約金額の10分の1という規定に基づきまして80万4,000円を予定しております。

車両の購入時期につきましては、期限につきましては平成29年3月31日までとしております。  
以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 1点。予定価格ありますね、899万9,600円。この予定価格はどこから持ってきて打ち出した金額なのかですね。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 当初、担当課のほうで、予定価格設定につきましては、予算要求の関係がありましたので、見積もり、車両の見積もり価格を業者のほうから徴収いたしまして、市内の業者です、町内の業者、それで、その見積もり価格をもって予算化しております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 町内の業者さんからこの見積もりを取ったと、そして予定価格を設定して入札をしたということですか。その入札というか、見積もりでやった入札でしようけれども、だから、出したのはどこなんですか、この3社には含まれてないということ。3社ですよね、参加、見積もり業者。この以外の方から取ったということですか。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） その点につきましては、3社の中から取ったかどうかいうのはちょっと確認、後ほどさせていただきますので、後で答弁させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午後1時38分 休憩

---

午後1時41分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 当初、見積もりをいただきました業者は、有限会社志津川マツダでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうすると見積もり徴収業者が3社ありますよね、3社。その前にその見積もりといいますか、出してもらったということですね。入札結果が、このマツダさんも出した価格よりも低く入れてるんですね、そうなりますと。わかりました。

それはいいんですかね。何というか、見積もりを取ったところも徴収参加できるんですかという質問になるんですがね。参加というか、それも対象になるのかという、そのところの法的根拠を出していただきたい。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 法的な根拠というよりは、条理の世界だというふうに、条理、条理です、条理の世界ですけれども。

本来であれば、各種備品購入等に際して入札または見積もり合わせございますけれども、通常であれば参加事業者以外から取るのが通例だというふうに思っております。今回はたまたま参加事業者の中に見積もり徴収事業者がありましたので、基本は法には触れなくても適正さには少し配慮を欠いていたのではないかというふうには考えておりますが、このとおりの入札見積もりの結果でございますので、これはこのとおりお認めいただきたいという形にならうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 条理という、法的にはという。東京都の舛添知事さんね、法的には何も悪いことしてないのね。法的には何の悪いこともしないんだけれどもやめざるを得なくなつたと。条理というのか、何というのかわかりませんがね。そういうものなんです。

ましてや行政は、備品だからいいんだとか、入札、何というか、工事の入札だからだめだとか、そういうことではなくて、町民が不信を抱かれないように、町民にね、そういう執行の仕方しないとだめだということですよ。終わってしまったからいいというわけでないけれども、今後十分に気をつけてやっていただきたいと。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第98号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第99号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第99号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第99号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、志津川東第一地区に整備する災害公営住宅整備事業に係る財産の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第99号財産の取得について細部説明をさせていただきます。

議案書は37ページ、議案関係参考資料は23ページをお開き願います。

議案書37ページに記載のとおり、本議案につきましては、志津川東地区第一地区に整備をしております集合タイプの災害公営住宅について、UR都市機構からの買い取りの価格を減額変更するものでございます。金額は、現価格から3億8,341万7,760円を減額し、21億9,772万2,240円とするものでございます。

議案関係資料の23ページに事業概要を記載しておりますが、志津川東第一地区的集合型災害公営住宅につきましては、昨年3月の定例会におきまして取得についてのご決定をいただき、4月から整備をしてまいりました。集合住宅4階建て2棟で82戸と、あわせて集会所1棟を南三陸病院北側に整備したものでございます。今月の完成予定で、今回事業費を最終精査し、買い取り価格が減額となったものでございます。

変更の主な要因につきましては、24ページに記載のとおり、当初契約において物価上昇や工

事途中での設計変更を見込んだ金額で譲渡契約を締結しておりましたが、見込みほどの物価高騰がなく、また設計変更による増額も少なかつたことによる減額が主なものでございます。

25ページから27ページには、配置図、平面図等を添付してございますので、参考までにご覧いただきたいと思います。

なお、本第一地区の入居につきましては、第二地区の戸建て住宅14戸とあわせ7月1日からの予定としてございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいんですけれども、今回この引き渡しに関することではないんですが、以前に引き渡された住宅に関してなんですかとも、ドアに関してなんですが、ドアが頑丈過ぎて重いとか、あとチェーンのロックに関して結構言われるんですけれども、お年寄りのひとり暮らしの人が入って、そういったロックをしてた場合のこととか結構懸念される方に言われるんですが、そういったときの対処というか、もし中で万が一何かあった場合の対処等はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ドアにつきましては、今初めて聞いたような状態で、いずれ金属製のドアでございますので、一定の重さがあるんだろうと思ってございます。

それと、万が一というお話でございますけれども、入居のとき各部屋の鍵については3個ご用意しております。それで、町で実は予備は1個も持っておりますので、全て入居者の方にお渡しをしている状態でございます。ただし、それいろいろなことが考えられますので、保証人であったり緊急連絡人であったりまたは隣の方、それぞれご信頼をいただける方に1個預けていただくようにお願いをしているところでございます。

ご質問のような事態になった場合は、当然その緊急連絡人等々にご連絡をして、それから職員等が多分現場に向かうような形になるかと思います。それから、チェーンについては、申しわけないんですが、切断するしかないなという対応になるかと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、課長より答弁ありましたけれども、実は、もし、もしというか、こういった話も何なんですけれども、何らかの形で中でぐあい悪くしたとか、そういった場合に、先ほど言った課長の対応のあれだと緊急は緊急でも時間を結構要するんじゃないかと思

いまして、例えば救急車等行っても、そういういたロック等があった場合に、切断できればいいんですけども、それもまた別の部面で時間等かかるんじやないか、そういう懸念をしている方たちも結構多いので、チェーンをつけるなというんじゃないですかけれども、何らかの形で、指導ではないんですけども、使い方の再確認みたいなのも必要だと思うんですが、その件に関してと、あと思ったのは、外のベランダの部屋同士の区切りというか、それが行き来できるんだったら、隣の部屋から入って窓から入るとかということもできると思うので、本当の緊急を要する場合にそういうこともある程度、隣近所の、隣近所というか、使い方のルールの一環として検討する必要があるんじゃないかと思うんですけども、この件に関しても伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害公営だけではなくて、震災から5年経過しておりますので、仮設住宅でも似たような事例がございました。ちょうど夜の7時半過ぎに登米市から電話が来て、どうも様子がおかしいということで、ただその時点では予備の鍵、役場に、ここにございましたので、こちらから鍵を持って出かけたと。そのうち消防が来たので、もう時間もないので、もうガラス壊していくいですということで、南側の掃き出し窓ございますから、そこを壊していただいて、ご丁寧に玄関のガラスも壊していただきまして、そうやって何とか病院に搬送したという事例がございます。8万ほどかかりましたけれども、それはそれとして、同じようなケースになるかと思います。

今おっしゃるように、ベランダのつい立ては蹴破れば壊れる状況になってますので、万が一の場合はそれを壊していただいて、窓等に鍵がかかってるんであればそれも壊すしかないかなど。それが多分一番緊急的な対応だと思っています。それを初めからやってくださいというのではなく、こちらとしても説明しにくいところでございますので、そこはそういう事態になった段階で当然消防等から連絡来ますので、その時点でこちらとして判断をさせていただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ただいまそういう緊急の事態もあったということで、ある程度わかりましたけれども、そこで鍵についてなんですかけれども、3個全部をお渡しするという、そういうことで今後大丈夫なのか。住宅管理会社でしたっけ、そういういたところには必要ないのかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 全てで800戸を超えます。それを全て1ヵ所に集めておくということは非常にリスクを伴うだろうということで、今回につきましては全て、どの市町村もそうなんですかと、全て入居者の方にお渡しをして、そのために保証人であれ、緊急連絡人であれをつけていただいているというところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第99号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第100号 町有林樹木の売払いについて

日程第16 議案第101号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第100号町有林樹木の売払いについて、日程第16、議案第101号町有林樹木の直営生産事業代行委託について。

お諮りいたします。以上本2案は、関連がありますので一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第100号町有林樹木の売払いについて及び議案第101号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてご説明申し上げます。

町有林樹木の売り払いにつきましては、南三陸町森林經營計画に基づき町有林の収入間伐に伴う売り払いを行うに当たり、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

あわせて、当該町有林の素材生産事業と販売を南三陸町森林組合に代行委託することについて、南三陸町林野条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） それでは、議案第100号町有林樹木の売払いについて及び議案第101号町有林樹木の直営生産事業代行委託について、細部説明をさせていただきます。

初めに、議案第100号についてご説明させていただきます。

議案書38ページをごらんください。

本案は、町有林の適正な管理を推進するため、森林整備計画及び森林經營計画に基づいて収入間伐を行い、売り払いをするものでございます。

今回の素材生産事業につきましては、導入する補助事業から大きく2つの事業に分けられます。一つは、議案書に記載の山林箇所が、戸倉街道方65番1から、下から2段目になります歌津字払川150番2でございますが、森林環境保全整備事業を活用した素材生産事業でございまして、これにつきましては従来から行っている素材生産事業となってございます。

もう一つにつきましては、最下段に記載の山林箇所が歌津字払川17番1でございまして、これにつきましてはFSC認証材による庁舎建設等復興事業に伴う復興木材供給対策間伐推進事業を活用した素材生産事業となっております。

各事業の樹種、それから林齡、面積、材積見込みにつきましては記載のとおりとなってございます。

議案関係参考資料の28ページをお開きください。こちらのほうにつきましては箇所図を添付させていただいております。小さいですけれども、丸印が施行場所でございまして、四角、箱の中には山林箇所の地番等を記載しております。

山林箇所ごとにご説明をいたします。

図面の一番下になります。戸倉街道方につきましては、国道45号戸倉荒町から登米市津山方面へ向かい、梨の木林道入り口がございますけれども、その二、三百メートル手前を右側に

入ったところの山林となってございます。

次に、図面のほうは街道方の右上にございます歌津中在でございます。こちらにつきましては、県道払川町向線から中在橋を渡りまして、林道葡萄の沢線を終点まで進んだところにある山林、県道から距離にしておよそ1.3キロメートルほど入ったところの山林となってございます。

次に、その上でございます。歌津上沢でございます。同様に県道払川町向線を払川方面に向かいまして、新上沢橋から約500メートルほど田東山方面に進んだ左側の山林となっております。

次に、図面は左側の一番上のほうになります。歌津払川150番2でございますけれども、これも同様に県道を伊里前方面から田東山入り口の小屋の沢林道に入りまして約1.3キロメートルほど入ったところの田東山の中腹にあります左側の山林というふうになってございます。

最後になりますけれども、図面はその下、払川17番1につきましては、県道を田東山入り口から払川方面に進みますと払川ダムの橋がございます。そのダムに、橋の上からダムに面しまして正面に位置する山林、伊里前方面から来ますと左手の山林というふうになってございます。

議案書の38ページに戻っていただきまして、材積の見込みでございます。森林組合にプロット調査業務を委託して求積のほうをしております。全体面積が約34ヘクタール、そのうち33地点を選定してプロット調査を実施しております。そして、平均材積から全体の材積を積算した結果、材積は2つ合わせまして合計で9,200石ほどとなってございます。

販売単価につきましては、森林組合における直近の販売実績単価等から杉4メートル物で石当たりの単価平均で2,900円ほど、合板材2メートル物で石当たり2,600円ほどを見込んでございます。売上金額につきましては、補助金2つ合わせまして約990万円ほどを含みまして3,800万円ほど、事業費は2,700万円で、生産額につきましては1,100万円ほどのプラスというふうに見込んでおります。

次に、議案第101号についてご説明いたします。

議案書の39ページをお開きください。

本案は、ただいまご説明させていただいた町有林樹木の売り払いに係る樹木の生産事業及び販売を森林組合に代行委託するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第100号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第100号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明17日午前10時より本会議を開き、本日の  
議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会す  
ることとし、明17日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。  
本日はこれをもって延会といたします。

午後2時08分 延会